

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取り組み）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取り組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取り組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

営農組織、農業者団体、新規就農者受入協議会 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取り組みであること
- 取り組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県 2 / 1 0、市町村 1 / 1 0

※ 県域の事業の場合、補助率 3 / 1 0（市町村による協調補助なし）

(4) 補助対象経費上限額：8 0 0 万円（ソフト事業単独の場合 3 0 万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和 7 年 3 月 1 8 日～4 月 3 0 日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村
（県域の取り組みの場合、各総合支庁農業振興課）

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：0 2 3 - 6 3 0 - 2 4 6 4

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：	村山総合支庁農業振興課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 9 7
	最上総合支庁農業振興課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9
	置賜総合支庁農業振興課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
	庄内総合支庁農業振興課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 1 8

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者 等

4 支援内容

(1) 補助要件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

(2) 対象経費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県 1/3、市町村 1/6

(4) 補助対象経費上限額：500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年3月18日～4月30日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課	023-621-8397
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1319
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5518

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (多様な人材の活躍促進の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材（女性や障がい者等）の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、農業者グループ 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費：

事業目標（多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：ハード事業の場合、補助率 県 1/3、市町村 1/6

ソフト事業単独の場合、定額（上限 県 20 万円、市町村 10 万円）

※ 県域の取組みの場合、補助率 1/2（市町村による協調補助なし）

(4) 補助対象経費上限額：ハード事業の場合・・・200 万円

ソフト事業の場合・・・30 万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和 7 年 3 月 18 日～4 月 30 日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課）

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：	村山総合支庁農業振興課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 9 7
	最上総合支庁農業振興課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9
	置賜総合支庁農業振興課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
	庄内総合支庁農業振興課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 1 8

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (担い手による営農定着の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やUターン就農者、半農半Xなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者で、経営継承を予定している者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

(2) 対象経費：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県 1/3、市町村 1/6

(4) 補助対象経費上限額：200万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年3月18日～4月30日

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：	村山総合支庁農業振興課	023-621-8397
	最上総合支庁農業振興課	0233-29-1319
	置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
	庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5518

経営継承準備支援

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農業経営の第三者継承を行う場合に経営移譲者が負担する、専門家等による資産評価や譲渡契約締結等の経費経営移譲にかかる経費の一部を助成します。

3 利用対象者

経営継承を経営継承相談ワンストップ窓口（やまがた農業支援センター）に相談し、第三者継承に向け移譲者と継承者の合意がなされている農業者（経営移譲希望者）の方

4 支援内容

- (1) 補助要件：経営移譲希望者（農業者）と経営継承希望者（新規就農者）の間で第三者継承の合意がなされていること又は合意がなされることが確実と見込まれること
- (2) 対象経費：不動産鑑定、契約書作成及び不動産登記等に要する経費、農業用機械価格査定等に要する経費 等
- (3) 補助率：対象経費の 1 / 2 又は50万円のいずれか低い額
- (4) 補助上限額：50万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和7年4月上旬以降随時（予定）
- (2) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

6 問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

- (1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター
- (2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課
- (3) 電話番号：023-641-1117

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

新規就農者育成総合対策等事業費補助金（経営開始支援）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域の農業の担い手としてだけでなく、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な人材であるUターンによる親元就農者や半農半Xで就農を希望する方の就農開始を支援します。

3 利用対象者

県外からの移住者で新たに農業を始めるUターン就農者や半農半Xの方 等

4 支援内容

- (1) 補助要件：次に該当する認定新規就農者以外の方で、2年以上の営農継続の見込みがある方（65歳未満）に対する助成
 - ① 県外からのUターン等で家族経営協定等を締結し、親の経営に専従者として就農する方
 - ② 農地を確保済み又は確保が確実と認められる方
- (2) 対象経費：営農開始時に必要な経費
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：75万円 最長1年間

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

G A P 認 証 取 得 支 援 事 業 費 補 助 金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体が国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

3 利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合

※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び団体事務局を有する組織が対象となります。

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）の団体認証を取得すること

○ 持続可能性に配慮した農産物生産の取組みを行うこと

＜取組内容＞ ・ I P Mの実践 (例) 粘着シートの活用
 ・ 有機物の施用 (例) 緑肥の施用
 ・ 温室効果ガスの排出削減 (例) 使用電力の削減
 ・ 廃棄物の削減 (例) 生分解性マルチの使用

(2) 対象経費：認証審査に要する費用

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：①審査費用 取得する認証の種類ごとに以下のとおり

GLOBALG.A.P. 29万5千円×（団体の構成員数の平方根＋2）

ASIA GAP 15万円×（団体の構成員数の平方根＋2）

JGAP 13万円×（団体の構成員数の平方根＋2）

②審査員旅費 実費の1／2

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、お問い合わせください

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：農産物安全担当

(3) 電話番号：023－630－2481

農山漁村振興交付金（農村RMOモデル形成支援）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織（農村RMO※）の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村RMO：複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

3 利用対象者

その他（複数の集落を含む地域協議会）

4 支援内容

(1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法※指定地域 等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

(2) 対象経費：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費

(3) 補助率：定額（上限1,000万円）

(4) 事業期間：上限3年間

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間棚田・農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当・電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）